

(参考1) 支給額の算出方法等

中小事業者（中小企業及び個人事業主）の皆様は、事業者ごとに、「売上高方式」「売上高減少額方式」を選択いただき、店舗ごとの支給額を算出してください。なお、店舗ごとに方式を選択することはできませんのでご注意ください。

大企業の皆様は、「売上高減少額方式」を用いて、店舗ごとの支給額を算出してください。

支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間（6月及び7月）の売上高総額を61日（6月及び7月の暦日数）で除すことにより算出した金額です（消費税及び地方消費税は除きます）。

I 重点措置区域(23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町)の飲食店等

(1) 売上高方式

2019年又は2020年の6月及び7月の1日当たりの売上高により支給額を算出

1日当たりの売上高

7.5万円以下：一律3万円×21日（要請日数）

7.5万円超～25万円以下： $\frac{1日当たりの売上高 \times 0.4 \times 21日}{千円未満切上げ}$

25万円超：一律10万円×21日

(2) 売上高減少額方式

$\frac{(2019年又は2020年の6月及び7月の1日当たりの売上高 - 2021年6月及び7月の1日当たりの売上高) \times 0.4 \times 21日}{千円未満切上げ}$

II 重点措置区域外(上記以外の地域)の飲食店等

(1) 売上高方式

2019年又は2020年の6月及び7月の1日当たりの売上高により支給額を算出

1日当たりの売上高

8万3,333円以下：一律2.5万円×21日（要請日数）

8万3,333円超～25万円以下： $\frac{1日当たりの売上高 \times 0.3 \times 21日}{千円未満切上げ}$

25万円超：一律7.5万円×21日

(2) 売上高減少額方式

$\frac{(2019年又は2020年の6月及び7月の1日当たりの売上高 - 2021年6月及び7月の1日当たりの売上高) \times 0.4 \times 21日}{千円未満切上げ}$ または $\frac{2019年又は2020年の6月及び7月の1日当たりの売上高 \times 0.3 \times 21日}{千円未満切上げ}$ のうち、
いずれか低い額

※下線部分は千円未満切上げ

Ⅲ その他

○新規開店等の特例による支給額

A 2019年6月2日以降開店の場合

売上高方式： $\frac{\text{任意の連続する2か月分の売上高} \div \text{日数} \times 0.4}{0.3} \times 21 \text{日}$ （重点措置区域外は千円未満切上げ）

売上高減少額方式（※1）： $\frac{(\text{任意の連続する2か月分の1日当たりの売上高} - 2021 \text{年6月及び7月の1日当たりの売上高}) \times 0.4}{0.3} \times 21 \text{日}$ （千円未満切上げ）

B 合併、法人成り、事業承継など

事業の継続性が認められる場合は、上記「I」「II」のとおり

事業の継続性が認められない場合は、上記Aのとおり

C 罹災特例

2019年及び2020年の6月・7月に震災・風水害・火災等の影響があった場合
売上高方式： $\frac{(\text{2018年6月及び7月の1日当たりの売上高}) \times 0.4}{0.3} \times 21 \text{日}$ （その他区域は千円未満切上げ）

売上高減少額方式（※2）： $\frac{(\text{2018年6月及び7月の1日当たりの売上高} - 2021 \text{年6月及び7月の1日当たりの売上高}) \times 0.4}{0.3} \times 21 \text{日}$ （千円未満切上げ）

（※1）重点措置区域外の店舗については、 $\frac{(\text{任意に選択した2か月の1日当たりの売上高} - 2021 \text{年6月及び7月の1日当たりの売上高}) \times 0.4}{0.3} \times 21 \text{日}$ または任意に選択した2か月の1日当たりの売上高 $\times 0.3 \times 21 \text{日}$ のうち、いずれか低い額

（※2）重点措置区域外の店舗については、 $\frac{(\text{2018年6月及び7月の1日当たりの売上高} - 2021 \text{年6月及び7月の1日当たりの売上高}) \times 0.4}{0.3} \times 21 \text{日}$ または任意に選択した2か月の1日当たりの売上高 $\times 0.3 \times 21 \text{日}$ のうち、いずれか低い額
※下線部分は千円未満切上げ

○営業時間短縮要請等の対象となる申請店舗の飲食業の売上高のみ対象

テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外してください。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業の売上高に含めて計算することも可能とします。